

訪問介護サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

いわて平泉農業協同組合（本所住所） 岩手県一関市竹山町7番1号

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

介護が必要と認定された利用者のケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による介護サービスを実施します。介護職員等は、介護が必要と認定された利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを通じて援助を行います。

（方針）

- 利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- 利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3 サービス提供事業（ご利用事業所）

訪問介護	事業所名	J Aいわて平泉訪問介護センターもちっこ	
	介護保険事業所番号	0370901498 号	
	住 所	岩手県一関市真柴字原下4番1	
	管理者名・連絡電話番号	吉岡 みゆき	TEL 0191-31-1538
	サービス提供地域	一関市、平泉町	

4 ご利用事業所の職員体制等

（訪問介護）

令和 年 月 日現在

職 種（資格）		人 員		
管理者		1 名		
サービス提供責任者		名		
訪問介護員	看護師	名	（常勤 名、非常勤 名）	
	准看護師	名	（常勤 名、非常勤 名）	
	介護福祉士	名	（常勤 名、非常勤 名）	
	介護職員基礎研修受講終了者	名	（常勤 名、非常勤 名）	
	ホームヘルパー1級	名	（常勤 名、非常勤 名）	
	ホームヘルパー2級	名	（常勤 名、非常勤 名）	

5 営業日・営業時間

営業日は、年末年始（12/31～1/3）を除く毎日です。営業時間は以下の通りです。

平 日	土曜日	休祭日
8：30～17：00	8：30～17：00	8：30～17：00

* 但し、業務その他の都合により必要な場合は、始業、終業時間を変更し対応いたします。また、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

6 サービス利用基本料金および利用者負担

利用者負担金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

(1) 訪問介護 1 回につき

【1割負担の場合】

【身体介護】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 30 分未満	30 分以上～ 1 時間未満	1 時間以上～ 1 時間半未満	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算
基本料金	2, 440 円	3, 870 円	5, 670 円	820 円
利用者負担額	244 円	387 円	567 円	82 円

【生活支援】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 45 分未満	45 分以上～
基本料金	1, 790 円	2, 200 円
利用者負担額	179 円	220 円

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 45 分未満	45 分以上～ 70 分未満	70 分以上
基本料金	650 円/回	1, 300 円/回	1, 950 円/回
利用者負担額	65 円/回	130 円/回	195 円/回

【2割負担の場合】

【身体介護】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 30 分未満	30 分以上～ 1 時間未満	1 時間以上～ 1 時間半未満	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算
基本料金	2, 440 円	3, 870 円	5, 670 円	820 円
利用者負担額	488 円	774 円	1, 134 円	164 円

【生活支援】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 45 分未満	45 分以上～
基本料金	1, 790 円	2, 200 円
利用者負担額	358 円	440 円

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

1 回当りの 利用料金	20 分以上～ 45 分未満	45 分以上～ 70 分未満	70 分以上
基本料金	650 円/回	1, 300 円/回	1, 950 円/回
利用者負担額	130 円/回	260 円/回	390 円/回

【3 割負担の場合】

【身体介護】

1 回当りの 利用料金	2 0 分以上～ 3 0 分未満	3 0 分以上～ 1 時間未満	1 時間以上～ 1 時間半未満	1 時間 3 0 分以上 3 0 分増すごとに加算
基本料金	2, 4 4 0 円	3, 8 7 0 円	5, 6 7 0 円	8 2 0 円
利用者負担額	7 3 2 円	1, 1 6 1 円	1, 7 0 1 円	2 4 6 円

【生活支援】

1 回当りの 利用料金	2 0 分以上～ 4 5 分未満	4 5 分以上～
基本料金	1, 7 9 0 円	2, 2 0 0 円
利用者負担額	5 3 7 円	6 6 0 円

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

1 回当りの 利用料金	2 0 分以上～ 4 5 分未満	4 5 分以上～ 7 0 分未満	7 0 分以上
基本料金	6 5 0 円/回	1, 3 0 0 円/回	1, 9 5 0 円/回
利用者負担額	1 9 5 円/回	3 9 0 円/回	5 8 5 円/回

(2) 集合住宅へのサービス提供減算

事業所と同一建物の利用者又は所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、これ以外の同一建物の入居者へのサービス提供の割合が 90%以上の場合
所定単位数の 12%減額

(3) 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
2, 0 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円

(4) 緊急時訪問加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）緊急に行った場合。

基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1, 0 0 0 円	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円

(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)

所定単位数に 2 4. 5 % を乗じた単位数相当額

(6) 特定事業所加算Ⅱ

総単位数の 10% を乗じた単位数相当額

(7) 夜間・早朝加算

夜間(午後 6 時～午後 10 時)又は早朝(午前 6 時～午前 8 時)に指定訪問介護を行った場合
1 回につき 25 / 100

(8) 深夜加算

深夜(午後 10 時～午前 6 時)に指定訪問介護を行った場合
1 回につき 50 / 100

(9) 複数加算

同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対して、利用者・利用者家族の同意を得て
訪問介護を行った場合
1 回につき 200 / 100

(10) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(11) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月 23 日（ただし、23 日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、一旦、利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分を受けとることになります。

(12) キャンセル

キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料（例）
サービス利用日の 2 日前まで	かかりません
サービス利用日の前日	利用者負担金の 50 %
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100 %

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（2 日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL 31-1538
----------	-------------

7 訪問介護計画の作成とサービス記録

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ②事業者は、訪問介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

8 衛生管理

- (1) サービスの提供を行う訪問介護員等は、感染予防のため主に次の事項を励行するものとするとともに、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。
 - ①手指洗いをする。
 - ②作業衣の交換と洗濯をする。
 - ③利用者に状況に応じてゴム手袋を使用する。
- (2) 感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

9 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を図ります。また、指針の整備や担当者を定め、研修を定期的実施します。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は利用者家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町及び関係機関に通報します。

10 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 地域との連携等

事業者は、その事業の運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

13 ハラスメントの防止対策

事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

14 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問介護 相談窓口	TEL 31-1538	対応者（吉岡みゆき）
解決責任者	TEL 31-1538	対応者（佐々木広幸）

第三者委員	TEL 23-3006	J Aいわて平泉 コンプライアンス委員会
一関地区広域行政組合 介護保険担当課	TEL 21-2111 (内線 8618)	
岩手県国民健康保険団体連合会	TEL 019-604-6700	

15 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

令和 年 月 日

○利用者様

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○代理人様

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

○説明者 所属事業所 J Aいわて平泉訪問介護センターもちっこ

氏 名 _____ 印

初回説明事項からの変更

変更事項： _____ 年 ____ 月 ____ 日説明